

島根県報

第一、四六九号

平成十五年五月十三日

(火曜日)

目 次

規則	島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(消防防災課)	一
	島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	(経営支援課)	二
告示	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	七
	介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	"	七
	島根県どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	七
	県営土地改良事業計画の変更	(農村整備課)	七
	土地改良事業施行の同意	"	八
	都市計画事業変更の認可	(下水道推進課)	八
公告	特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	八
人委告示	平成十五年度島根県職員(経験者)(看護師)(採用試験の実施		九
	地労委告示		
	あつせん員候補者の公示		一〇

公布された条例等のあらまし

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則(規則第七四号)

一 規則の概要

救助費用の単価を改定することとした。(第三条・第四条・第五条・第七条・

第十一条・第十四条の三・第十四条の四・第二十六条関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第七五号)

一 規則の概要

中小企業総合事業団高度化・共済事業等業務方法書の一部改正に伴う貸付金の

融資条件に関する規定の整理(別表関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月十三日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第七十四号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則(昭和三十三年島根県規則第五十七号)の一部を次のように

改正する。

第三条第三項中、「三万円」を、「三万円」に改める。

第四条第二項中、「二百四十九万八千円」を、「二百四十六万八千円」に改める。

第五条第二項中、「千二十円」を、「千十円」に改める。
 第七条第三項第一号の表中

一七、七〇〇円	二二、七〇〇円
二九、二〇〇円	三七、七〇〇円
一七、七〇〇円	三三、五〇〇円
二九、二〇〇円	四〇、一〇〇円
一七、七〇〇円	五〇、九〇〇円
二九、二〇〇円	七、四〇〇円

を

一七、三〇〇円	二二、二〇〇円
二八、六〇〇円	三六、九〇〇円
一七、三〇〇円	三一、八〇〇円
二八、六〇〇円	三九、二〇〇円
一七、三〇〇円	四九、八〇〇円
二八、六〇〇円	七、二〇〇円

に

改め、同項第一号の表中

五、八〇〇円	七、七〇〇円
九、二〇〇円	一一、二〇〇円
五、八〇〇円	一一、六〇〇円
九、二〇〇円	一四、〇〇〇円
五、八〇〇円	一八、〇〇〇円
九、二〇〇円	二、四〇〇円

を

五、六〇〇円	七、五〇〇円
九、〇〇〇円	一一、九〇〇円
五、六〇〇円	一一、三〇〇円
九、〇〇〇円	一三、七〇〇円
五、六〇〇円	一七、五〇〇円
九、〇〇〇円	二、四〇〇円

に

改める。

第十一条第二項中、「五十三万円」を、「五十二万五千円」に改める。

第十四条の三第三項第一号中、「三千三百円」を、「三千二百円」に改める。

第十四条の四第二項中、「十四万千五百円」を、「十三万八千五百円」に改める。

第二十六条第一号イ中、「一万七千九百円」を、「一万七千六百円」に改め、同号ロ中、「一万二千三百円」を、「一万二千五百円」に改め、同号ハ中、「一万八千八百円」を、「一万六千六百円」に改め、同号ニ中、「一万七千八百円」を、「一万七千四百円」に改め、同号ホ中、「二万三千百円」を、「二万九百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第七十五号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和五十一年島根県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項及び二の項利率（年利）の欄中、「二・七パーセント」を、「一・〇五パーセント」に改める。

別表第一中二十一の項を削り、二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、同表十七の項高度化事業の内容の欄中、「九の項」を、「十の項」に、「十の項から十四の項まで（十一の項）」を、「十一の項から十五の項まで（十二の項）」に改め、同項貸付けの相手方の欄中、「特定中小企業団体」を、「経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業者、特定中小企業団体」に改め、同項貸付金の額の欄中、「九の項」を、「十の項」に、「十の項から十四の項まで（十一の項）」を、「十一の項から十五の項まで（十二の項）」に改め、同項利率（年利）の欄中、「二・七パーセント」を、「一・〇五パーセント」に改め、同項を同表十八の項とし、同表中十六の項を十七の項とし、十五の項を十六の項とし、十四の項を十五の項とし、同表十三の項利率（年利）の欄中、「二・七パーセント」を、「一・〇五パーセント」に改め、同項を同表十四の項とし、同表中十二の項を

十三の項とし、同表十一の項利率(年利)の欄中「二・七パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同項を同表十二の項とし、同表中十の項を十一の項とし、九の項を削り、

八の項の次に次のように加える。

九	特別広域高度 化事業(一般)	一の項に掲げる事業又は四の項口、八若しくは二、五の項口若しくは六の項口若しくは二に掲げるもの(七の項及び八の項に掲げる事業に該当するものを除く。)のうち、施行令第三条第四項第一号に該当する事業であつて、広域性の高い事業又は下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号。以下「下請振興法」という。)第七条第二項に規定する承認計画に基づいて実施する事業その他その促進を図ることが特に必要と認められる事業	一の項又は四の項口、八若しくは二、五の項口若しくは六の項口若しくは二(七の項及び八の項に掲げる事業に該当するものを除く。)に掲げる高度化事業の種類ごとに定める貸付けの相手方	一の項又は四の項口、八若しくは二、五の項口若しくは六の項口若しくは二(七の項及び八の項に掲げる事業に該当するものを除く。)に掲げる高度化事業の種類ごとに定める貸付対象施設	設置資金又は取得資金のうち、知事が必要と認める額の百分の八十以内(ただし、小規模事業者が専有する部分については百分の九十以内)	一・〇五パーセント	一の項又は四の項口、八若しくは二、五の項口若しくは六の項口若しくは七の項及び八の項に掲げる事業に該当するものを除く。(七の項及び八の項に掲げる事業に該当するものを除く。)	一の項又は四の項口、八若しくは二、五の項口若しくは六の項口若しくは七の項及び八の項に掲げる事業に
十	特別広域高度 化事業(特定)	一の項に掲げる事業又は四の項口、八若しくは二、五の項口若しくは六の項口若しくは二に掲げるもの(七の項及び八の項に掲げる事業に該当するものに限る。)のうち、施行令第三条第四項第一号に該当する事業であつて、広域性の高い事業又は下請振興法第七条第二項に規定する承認計画に基づいて実施する事業その他その促進を図ることが特に必要と認められる事業	一の項又は四の項口、八若しくは二、五の項口若しくは六の項口若しくは二(七の項及び八の項に掲げる事業に該当するものに限る。)に掲げる高度化事業の種類ごとに定める貸付けの相手方	一の項又は四の項口、八若しくは二、五の項口若しくは六の項口若しくは二(七の項及び八の項に掲げる事業に該当するものに限る。)に掲げる高度化事業の種類ごとに定める貸付対象施設	七の項及び八の項に掲げる高度化事業の種類ごとに定める貸付金の額	無利子	一の項又は四の項口、八若しくは二、五の項口若しくは六の項口若しくは七の項及び八の項に掲げる事業に	一の項又は四の項口、八若しくは二、五の項口若しくは六の項口若しくは七の項及び八の項に掲げる事業に

又は地域産業集積活性化法第二十六条第二項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施する事業

タ 一の項に掲げる事業又は四の項八若しくは五の項口若しくは六の項ハ(四の項ホ及び六の項ハにあつては、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。)に掲げるものうち、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号。以下、中心市街地整備改善活性化法)という。(第十七条第二項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する事業

レ 一の項若しくは二の項に掲げる事業又は四の項イ若しくはハ、五の項イ若しくは六の項イに掲げるものうち、中心市街地整備改善活性化法第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業

ソ 一の項又は三の項から六の項までに掲げる事業のうち、中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第五条第二項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業

別表第一中六の項を七の項とし、同表五の項高度化事業の内容の欄中「第十一号」を「第十号」に改め、同項利率(年利)の欄中「二・七パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項利率(年利)の欄中「二・七パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項高度化事業の内容の欄中「中小企業総合事業団法施行規則(平成十一年通商産業省令第六十九号。以下、施行規則」という。)を「施行規則」に改め、同項貸付けの相手方の欄中「環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会」を「生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会」に改め、同項利率(年利)の欄中「二・七パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三	経営革新計画承認グループ事業 施行令第三条第一項第三号に規定する事業のうち、中小企業総合事業団法施行規則(平成十一年通商産業省令第六十九号。以下「施行規則」という。)第七条各号の要件に該当するものであつて、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる経営の合理化に資するもの	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業者	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	設置資金のうち、知事が必要と認める額の百分の八十以内	一・〇五パーセント	二十年以内	三年以内
---	---	------------------------	-----------------------------------	----------------------------	-----------	-------	------

別表第一に次のように加える。

二十 三	団地再強化 施設再強化 事業	一の項に掲げる事業を実施した者が、事業協同組合又は共同組合連合会が作成する団地再強化事業計画に基づき建物その他の施設の新設、増設又は改築(全面建替えを含む。)を行う事業	事業協同組合若しくは協同組合連合会又はこれらの組合員若しくは所屬員たる特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合	土地、建物、構築物又は設備(組合員若しくは所屬員たる特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合の事業の共同化に著しく寄与する設備又は当該事業協同組合等及びこれらの組合員若しくは所屬員の出資に基づいて設立された組合員若しくは所屬員たる会社の事業	設置資金のうち、知事が必要と認める額の百分の八十以内(ただし、小規模事業者が専有する部分については百分の九十以内)	一・〇五パーセント	二十年以内	三年以内
---------	----------------------	--	---	--	---	-----------	-------	------

<p>口 団地再強化設備リース</p>	<p>一の項に掲げる事業を実施した事業協同組合又は協同組合連合会が、事業協同組合又は協同組合連合会が作成する団地再強化事業計画に基づき設備を取得し、当該設備を組合員又は所属員に買取予約付で賃貸する事業</p>	<p>事業協同組合又は協同組合連合会</p>	<p>の用に供する設備に限る。(</p>	<p>取得資金のうち、知事が必要と認める額の百分の八十以内</p>	<p>一・〇五パーセント</p>	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める当該設備の耐用年数を勘案して、知事が必要と認める期間</p>	<p>一年以内</p>
<p>ハ 簡易型貸工場・貸店舗整備</p>	<p>一の項に掲げる事業を実施した者が、事業協同組合又は協同組合連合会が作成する団地再強化事業計画に基づき団地内の遊休施設を活用して建物その他の施設を設置し、次のいずれかの要件に該当する者に賃貸する事業 (イ) 設立の日以後七年を経過していない法人又は事業を開始した日以後七年を経過していない個人 (ロ) 前事業年度又は前年において試験研究費等の額の収入金額に対する割合が百分の三を超える者</p>	<p>事業協同組合若しくは協同組合連合会又はこれらの組合員若しくは所属員たる特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合</p>	<p>建物又は構築物</p>	<p>設置資金のうち、知事が必要と認める額の百分の九十以内</p>	<p>無利子</p>	<p>二十年以内</p>	<p>三年以内</p>

別表第一備考十四中「環境衛生同業組合」を「生活衛生同業組合」に、「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」を「生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律」に、「環境法」を「生衛法」に改め、同表備考十五中「環境衛生同業小組合」を「生活衛生同業小組合」に、「環境法」を「生衛法」に改め、同表備考十六中「環境衛生同業組合連合会」を「生活衛生同業組合連合会」に、「環境法」を「生衛法」に、「環境衛生同業組合」を「生活衛生同業組合」に改める。

別表第二の一の項高度化事業の内容の欄中「経営改革（特定中小企業団体）」を「経営革新計画承認グループ事業、経営改革（特定中小企業団体）」に改め、同項貸付けの相手

方の欄を次のように改める。

経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業者、経営改革（特定中小企業団体）を行う特定中小企業団体又は経営改革（出資会社）を行う中小企業者たる会社

別表第二の一の項利率（年利）の欄中「二・七パーセント」を「一・〇五パーセント」に改める。

- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。
 - この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施

行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第四百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年五月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 出雲南福祉会	痴呆対応 型共同生 活介護	痴呆性老人グルー プホーム 寿生の 丘	出雲市大津町三 六二二番地一五	平成十五年五月 二日
社会福祉法人 出雲南福祉会	通所介護	老人デイサービス 寿生の丘	出雲市大津町三 六二二番地一五	平成十五年五月 二日

島根県告示第四百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第八十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年五月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人ウエルエ ヌシー	居宅介護支援事業所た てがみの郷	大田市羽根町字中浜一 二六八番地一	平成十五年 四月二十八 日

くにびき農業協同組合 社会福祉法人金城町社 会福祉協議会	JAくにびき介護相談 センター さんあい居宅介護支援 事業所	松江市西津田三・五・ 一六 那賀郡金城町下来原一 五四一番地五	平成十五年 五月一日 平成十五年 四月一日
------------------------------------	---	--	--------------------------------

島根県告示第四百六十八号

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年五月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年一・パーセント」を「年一・〇パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成十五年五月十三日から施行する。
- この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年三月十九日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第四百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、都治地区を受益地域とする区画整理事業（県営ほ場整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年五月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

都治地区区画整理事業(県営ほ場整備事業)変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

江津市役所

島根県告示第四百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十五年五月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	同意年月日
木次町	深谷地区農道事業 (基盤整備促進事業)	平成十五年五月六日

島根県告示第四百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年五月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 施行者の名称

玉湯町

二 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画下水道事業

玉湯町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十月二十五日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし。

(二) 使用の部分

昭和五十二年島根県告示第七百九十三号、昭和五十六年島根県告示第二百三十一号、昭和五十七年島根県告示第六百四十九号、昭和五十八年島根県告示第三百十一号、昭和六十二年島根県告示第二百七十七号、平成元年島根県告示第五百四号、平成三年島根県告示第七百七十九号、平成四年島根県告示第七百七十一号、平成十一年島根県告示第五百五十五号及び平成十四年島根県告示第二百六十号の事業地のうち八束郡玉湯町大字玉造、湯町及び布志名地内において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があつたので、同条第五項において準用する第十条第一項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年五月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請のあつた年月日

平成十五年四月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 なごみの里

三 代表者の氏名

柴田久美子

四 主たる事務所の所在地
 隠岐郡知夫村二九八番地

五 定款に記載された目的
 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、障害者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、また、障害者の就労の機会を提供する。すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

変更後の定款

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第三号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定に基づき、平成十五年島根県職員（経験者（看護師））採用試験を次のとおり実施する。

平成十五年五月十三日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

一 受付期間

平成十五年五月十三日（火）～同年五月三十日（金）

受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く）。郵送による場合は、五月三十日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、五月二十三日（金）午後五時まで（金）午後五時まで（金）に到着したものに限り受け付ける。

二 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員	七 名
職務内容	県立病院等に勤務し、専門的業務に従事

（注）採用予定人員は、変更する場合がある。

三 受験資格

（一）次の各号に該当する者

ア 年齢、資格、学歴等

昭和四十五年四月二日から昭和五十三年四月一日までに生まれた者（平成十六年四月一日現在で満二十六歳から満三十三歳までの者）で、看護師免許を有するもの
 イ 経験年数

看護師免許取得後の看護業務経験が五年以上ある者（平成十六年三月三十一日までに五年に達するものを含む。）

（二）次の各号に該当しない者

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日時	試験地及び試験場	合格発表
第一次試験	平成十五年六月二十二日（日） 受付時間 八・三〇～九・〇〇 試験開始時間 九・三〇	大阪府 大阪工業大学大宮学舎 （大阪市旭区大宮） 東京都 専修大学神田校舎 （千代田区神田神保町）	七月四日に県庁前 掲示板に合格者の 受験番号を掲示す るほか、受験者全 員（棄権者を除 く。）に試験の結 果を通知する。 八月二十八日に県

五 試験の種目、配点及び内容

第一次試験	七月下旬に松江市で実施する予定 (第一次試験合格通知の際に通知する。)	庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。
-------	--	--

区分	試験種目及び配点	内 容
第一次試験	教養試験 (二〇点)	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による短大卒業程度の筆記試験
	専門試験 (三〇点)	専門的な知識及び能力についての択一式または択一式及び記述式による筆記試験 粗点が満点の三割に満たない者は不合格とする。
第二次試験	論文試験 (五〇点)	民間病院等での職務経験、職務を通じて培った知識・能力、文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
	人物試験 (五〇点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接 事前に経歴等調書の提出を求める。 一定点に満たない者は不合格とする。
	適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査(医療機関で受診した健康診断書の提出により行う。)

六 受験手続

(一) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁一階受付、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者(看護師)請求」と朱書きし、百二十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封して、島根県

人事委員会事務局あて請求すること。
(二) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者(看護師)申込」と朱書きし、書留にすること。

七 合格から採用まで

(一) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として一年間とする。
(二) 看護業務経験について平成十六年三月末までに五年に達することができなかった場合、三の受験資格を満たさない場合は、採用される資格を失う。

八 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、給与条例等の定めに従い扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

初任給の例(平成十五年四月一日現在)

学 歴	年 齢		公務に有用な民間等経歴	初任給月額
	短大三卒	三十三歳		
	二十六歳	三十三歳	五年	二二九、八〇〇円
			十二年	二六七、五〇〇円

地方労働委員会告示

島根県地方労働委員会告示第一号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づき委嘱したあつせん員候補者について、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成十五年五月十三日

島根県地方労働委員会会長 近藤 正 三

氏名	現職	経歴	住所	委嘱年
氏名	現職	経歴	住所	委嘱年
浅田 憲三	弁護士	島根県弁護士会長 第三十八期県地労委委員	出雲市	平成十三年
稲生田 妙子	(財)二十一世紀職業財団島根事務所長	鳥取女性少年室長 島根女性少年室長 島根労働局雇用均等室長	松江市	平成十五年
近藤 正三	島根大学名誉教授	島根大学教授 第九・十一・十二・十八・三十八期県地労委委員	松江市	昭和三十九年
田村 耀郎	島根大学法文学部教授 平田市情報公開審査会委員	島根大学法文学部助教授 第三十八期県地労委委員	松江市	平成十四年
原 弘	山陰中央新報松江南販売(株)代表取締役社長	山陰中央新報社東京支社長 山陰中央新報社取締役	松江市	平成十五年
池淵 和宏	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 松下電器産業労働組合キヤパシタ松江支部執行委員長	松下電器産業労働組合キヤパシタ松江支部副支部執行委員長	松江市	平成十五年
遠藤 渡	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 JAM山陰執行委員長 三菱農機労働組合執行委員長	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 第三十七、三十八期県地労委委員	安来市	平成十二年
宮崎 伸介	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 UIゼンセン同盟島根支部長	ゼンセン同盟京都府支部次長 第三十七、三十八期県地労委委員	松江市	平成十二年
矢倉 淳	日本労働組合総連合会島根県連合会事務局長 中国電力労働組合特別執行委員	中国電力労働組合島根県本部副本部長 第三十八期県地労委委員	松江市	平成十三年
吉本 孝	日本労働組合総連合会島根県連合会会長 全日本自治団体労働組島根県本部特別執行委員	全日本自治団体労働組島根県本部執行委員長 浜田市職員組合執行委員長 第三十四、三十八期県地労委委員	浜田市	平成五年
井田 敬三	(社)島根県経営者協会専務理事	(株)山陰合同銀行検査部長	加茂町	平成十五年
江田 小鷹	三和興業(株)代表取締役社長 出雲商工会議所会頭	出雲商工会議所副会頭 第三十七、三十八期県地労委委員	出雲市	平成十一年

平成十五年五月十三日印刷
平成十五年五月十三日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町松島根印刷所
松江学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)

杉谷 雅 祥	山陰クボタ水道用材(株)代表取締役社長 石東農機(株)代表取締役社長 島根県中小企業団体中央会副会長	島根県中小企業団体中央会常任理事 第三十八期県地労委委員	大 田 市	平成十三年
樋山 陽 介	浜田ガス(株)代表取締役社長 浜田商工会議所副会頭	日本ガス協会中国部会理事 第三十八期県地労委委員	浜 田 市	平成十三年
古 瀬 禦	島根県中小企業団中央会会長 (社)島根県経営者協会副会長	島根県水産商工部長 第二十五、三十八期県地労委委員	松 江 市	昭和五十年
渡 部 育 雄	島根県地方労働委員会事務局長	島根県隠岐支庁健康福祉局局長	出 雲 市	平成十五年
神 田 博 義	島根県地方労働委員会事務局次長	島根県自治研修所次長	松 江 市	平成十四年
三 村 俊 道	島根県地方労働委員会事務局審査調整課長	島根県企画振興部統計課課長補佐	出 雲 市	平成十三年